

## 医療機能情報提供制度の対象項目（病院についての例）

### 1. 管理、運営及びサービス等に関する事項

#### (1) 基本情報

- ①病院等の名称
- ②病院等の開設者
- ③病院等の管理者
- ④病院等の所在地
- ⑤病院等の案内用の電話番号及びファクシミリの番号
- ⑥診療科目
- ⑦診療科目別の診療日
- ⑧診療科目別の診療時間
- ⑨病床種別及び届出又は許可病床数

#### (2) 病院等へのアクセス

- ①病院等までの主な利用交通手段
- ②病院等の駐車場
  - (i)駐車場の有無
  - (ii)駐車台数
  - (iii)有料又は無料の別
- ③案内用ホームページアドレス
- ④案内用電子メールアドレス
- ⑤診療科目別の外来受付時間
- ⑥予約診療の有無
- ⑦時間外における対応として厚生労働大臣が定めるもの※
  - ※終日の対応、病院・診療所における緊急時の連絡先への連絡による対応、連携する病院・診療所への電話の転送
- ⑧面会の日及び時間帯

#### (3) 院内サービス等

- ①院内処方の有無
- ②対応することができる外国語の種類
- ③障害者に対するサービス内容として厚生労働大臣が定めるもの※

※手話による対応、施設内の情報の表示、音声による情報の伝達、施設内点字ブロックの設置、点字による表示

④車椅子利用者に対するサービス内容として厚生労働大臣が定めるもの※

※施設のバリアフリー化の実施

⑤受動喫煙を防止するための措置として厚生労働大臣が定めるもの※

※施設内における全面禁煙の実施、喫煙室の設置

⑥医療に関する相談に対する体制の状況

(i)医療に関する相談窓口の設置の有無

(ii)相談員の人数

⑦入院食の提供方法として厚生労働大臣が定めるもの※

※適時及び適温による食事の提供、病床外での食事、選択可能な入院食の提供

⑧病院内の売店又は食堂（外来者が使用するもの）の有無

#### (4) 費用負担等

①保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院等の種類として厚生労働大臣が定めるもの※

※特定機能病院、地域医療支援病院など 40 種類の医療機関

②選定療養

(i)「特別の療養環境の提供」に係る病室差額料が発生する病床数及び金額

(ii)「予約に基づく診察」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額

(iii)「保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額

(iv)「病床数が 200 以上の病院について受けた初診」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額

(v)「病床数が 200 以上の病院について受けた再診」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額

③治験の実施の有無及び契約件数

④クレジットカードによる料金の支払いの可否

⑤先進医療の実施の有無及び内容

## 2. 提供サービスや医療連携体制に関する事項

## ○診療内容、提供保健・医療・介護サービス

- ①医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格の種類として厚生労働大臣が定めるもの※及びその種類毎の人数  
※医療広告可能な専門医等の資格
- ②保有する施設設備として厚生労働大臣が定めるもの※  
※集中治療室、手術室など15種類の施設設備
- ③併設する介護施設として厚生労働大臣が定めるもの※  
※介護老人保健施設、訪問看護ステーションなど16種類の介護施設
- ④対応することができる疾患又は治療の内容として厚生労働大臣が定めるもの※  
※循環器系領域、腎・泌尿器系領域、画像診断など26領域、281種類の治療内容（主なものについては、その件数）
- ⑤対応することができる短期滞在手術として厚生労働大臣が定めるもの※  
※日帰り手術又は一泊二日手術に含まれる27種類の手術
- ⑥専門外来の有無及び内容
- ⑦健康診査及び健康相談の実施
  - (i)健康診査の実施の有無及び内容
  - (ii)健康相談の実施の有無及び内容
- ⑧対応することができる予防接種として厚生労働大臣が定めるもの※  
※麻疹の予防接種、風疹の予防接種など19種類の予防接種
- ⑨対応することができる在宅医療に関する対応として厚生労働大臣が定めるもの※  
※在宅医療、他の施設との連携など49種類の対応
- ⑩対応することができる介護サービスとして厚生労働大臣が定めるもの※  
※施設サービス、居宅介護支援など38種類の介護サービス
- ⑪主治医以外の医師による助言（セカンドオピニオン）に関する状況
  - (i)セカンドオピニオンのための診療に関する情報提供の有無
  - (ii)セカンドオピニオンのための診察の有無及び料金
- ⑫地域医療連携体制
  - (i)医療連携体制に関する窓口の設置の有無
  - (ii)患者が治療を受ける医療機関の間で共有する、治療開始から在

宅復帰までの全体的な治療計画（地域連携クリティカルパス）の有無

⑬地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に対する窓口設置の有無

### 3. 医療の実績、結果等に関する事項

#### ○医療の実績、結果等に関する事項

##### ①病院の人員配置

(i) 医療従事者のうち厚生労働大臣が定めるもの※の人員数

(ii) 外来患者を担当する医療従事者のうち厚生労働大臣が定めるもの※の人員数

(iii) 入院患者を担当する医療従事者のうち厚生労働大臣が定めるもの※の人員数

※医師、歯科医師、薬剤師、看護師、准看護師、助産師、歯科衛生士、診療放射線技師、理学療法士及び作業療法士

##### ②看護師の配置状況

##### ③法令上の義務以外の医療安全対策

(i) 医療安全についての相談窓口の設置の有無

(ii) 医療安全管理者の配置の有無及び専任又は兼任の別

(iii) 安全管理部門の設置の有無及び部門の構成員の職種

(iv) 医療事故情報収集等事業への参加の有無

##### ④法令上の義務以外の院内感染対策

(i) 院内感染対策を行う者の配置の有無及び専任又は兼任の別

(ii) 院内感染対策部門の設置の有無及び部門の構成員の職種

(iii) 院内における感染症の発症率に関する分析の実施の有無

##### ⑤入院診療計画策定時における院内の連携体制の有無

##### ⑥診療情報管理体制

(i) 厚生労働大臣が定めるもの※についてのオーダーリングシステムの導入の有無及び導入状況

※検査、処方、予約

(ii) ICDコードの利用の有無

(iii) 電子カルテシステムの導入の有無

(iv) 診療録管理専任従事者の有無及び人数

##### ⑦情報開示に関する窓口の有無

- ⑧症例検討体制
  - (i) 臨床病理検討会の有無
  - (ii) 予後不良症例に関する院内検討体制の有無
- ⑨治療結果情報
  - (i) 死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数その他の治療結果に関する分析の有無
  - (ii) 死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数その他の治療結果に関する分析結果の提供の有無
- ⑩患者数
  - (i) 病床の種別ごとの患者数
  - (ii) 外来患者の数
  - (iii) 在宅患者の数
- ⑪平均在院日数
- ⑫患者満足度の調査
  - (i) 患者満足度の調査の実施の有無
  - (ii) 患者満足度の調査結果の提供の有無
- ⑬財団法人日本医療機能評価機構による認定の有無
- ⑭診療科名中に産婦人科、産科又は婦人科を有する病院にあつては、財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償の有無

## 医療法人類型の比較

項目	医療法人			
	医療法人	特別医療法人 (平成24年3月末で廃止)	特定医療法人	社会医療法人
根拠規定	医療法第39条等	改正前医療法第42条第2項	租税特別措置法第67条の2	医療法第42条の2
承認等	都道府県知事の認可	都道府県知事による定款変更の認可	国税庁長官の承認	都道府県知事の認定
主な要件	資産要件(業務に必要な施設、設備又は資金を有すること)、役員数(理事3人・監事1人以上)、理事長(医師又は歯科医師)等の基準を満たしていること	医療法人のうち、法人の財産が個人に帰することがなく、社会福祉法人等と同様に公的な運営が確保されているもの	医療法人のうち、その事業が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることについて国税庁長官の承認を受けたもの	医療法人のうち、救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療又は小児救急医療のいずれか1つ以上を実施し、かつ、公益法人等と同様に公的な運営が確保されているもの
法人形態	財団又は持分の定めのない社団(改正医療法施行前から存続する財団、持分の定めのある社団は、経過措置の適用を受けて存続)	財団又は持分の定めのない社団	財団又は持分の定めのない社団	財団又は持分の定めのない社団
役員構成制限	同族役員 of 制限なし	同族役員 of 制限(1/3以下)	同族役員 of 制限(1/3以下)	・同族役員・社員の制限(1/3以下) ・同一団体関係者の制限(1/3以下)
利益の付与	特段の制限なし	医療法人関係者に対する特別利益の付与の禁止	医療法人関係者に対する特別利益の付与の禁止	・医療法人関係者に対する特別利益の付与の禁止 ・営利事業を営む者等に対する特別利益の付与の禁止
残余財産の帰属先	国、地方公共団体、医療法人等(経過措置の適用を受ける財団、持分の定めのある社団は定款(寄附行為)に定める者)	国、地方公共団体(法律)又は特別医療法人	国、地方公共団体又は同種の医療法人	国、地方公共団体又は他の社会医療法人
法人数(H22.3月末)	45,989	54	382	85
その他	・法人税率(30%) ・収益業務は行えない	・法人税率(30%) ・一定の収益業務を行うことができる	・法人税率(22%) ・収益業務は行えない	・法人税率 非課税 (本来業務以外は22%) ・一定の収益業務を行うことができる

種別医療法人数の年次推移

年 別	医 療 法 人						特定医療法人			特別医療法人			社会医療法人		
	総 数	財 団	社 団			一人医師 医療法人 (再掲)	総 数	財 団	社 団	総 数	財 団	社 団	総 数	財 団	社 団
			総 数	持 分 有	持 分 無										
昭和 4 5 年	2,423	336	2,087	2,007	80		89	36	53						
5 0 年	2,729	332	2,397	2,303	94		116	41	75						
5 5 年	3,296	335	2,961	2,875	86		127	47	80						
6 0 年	3,926	349	3,577	3,456	121		159	57	102						
6 1 年	4,168	342	3,826	3,697	129	179	163	57	106						
6 2 年	4,823	356	4,467	4,335	132	723	174	58	116						
6 3 年	5,915	355	5,560	5,421	139	1,557	179	58	121						
平成 元 年	11,244	364	10,880	10,736	144	6,620	183	60	123						
2 年	14,312	366	13,946	13,796	150	9,451	187	60	127						
3 年	16,324	366	15,958	15,800	158	11,296	189	60	129						
4 年	18,414	371	18,043	17,877	166	13,205	199	60	139						
5 年	21,078	381	20,697	20,530	167	15,665	206	60	146						
6 年	22,851	381	22,470	22,294	176	17,322	210	60	150						
7 年	24,725	386	24,339	24,170	169	19,008	213	60	153						
8 年	26,726	392	26,334	26,146	188	20,812	223	63	160						
9 年	27,302	391	26,911	26,716	195	21,324	230	64	166						
1 0 年	29,192	391	28,801	28,595	206	23,112	238	64	174						
1 1 年	30,956	398	30,558	30,334	224	24,770	248	64	184						
1 2 年	32,708	399	32,309	32,067	242	26,045	267	65	202	8	2	6			
1 3 年	34,272	401	33,871	33,593	278	27,504	299	65	234	18	3	15			
1 4 年	35,795	399	35,396	35,088	308	28,967	325	67	258	24	5	19			
1 5 年	37,306	403	36,903	36,581	322	30,331	356	71	285	29	7	22			
1 6 年	38,754	403	38,351	37,977	374	31,664	362	67	295	35	7	28			
1 7 年	40,030	392	39,638	39,257	381	33,057	374	63	311	47	8	39			
1 8 年	41,720	396	41,324	40,914	410	34,602	395	63	332	61	10	51			
1 9 年	44,027	400	43,627	43,203	424	36,973	407	64	343	79	10	69			
2 0 年	45,078	406	44,672	43,638	1,034	37,533	412	64	348	80	10	70			
2 1 年	45,396	396	45,000	43,234	1,766	37,878	402	58	344	67	6	61	36	7	29
2 2 年	45,989	393	45,596	42,902	2,694	38,231	382	51	331	54	3	51	85	13	72

注：平成8年までは年末現在数、9年以降は3月31日現在数である。

資料：厚生労働省調べ

# 社会医療法人の救急医療等確保事業実施状況

(平成22年10月1日現在)

都道府県名	救急医療等確保事業							法人数	
	救急	精神救急	災害	周産期	小児救急	へき地	合計		
1 北海道	5	2						14	10
2 青森	1						4	1	1
3 岩手									
4 宮城									
5 秋田	1	1						2	2
6 山形		1						1	1
7 福島	1	1						2	2
8 茨城									
9 栃木	2							2	2
10 群馬	1							1	1
11 埼玉	1							1	1
12 千葉	3	2						6	5
13 東京都	3							4	3
14 神奈川県	2							2	2
15 新潟	2							2	2
16 富山									
17 石川	1							1	1
18 福井									
19 山梨									
20 長野	1	1					1	3	3
21 岐阜	2							2	2
22 静岡県									
23 愛知県	3						1	4	4
24 三重								1	1
25 滋賀	1	1						3	1
26 京都	4							4	4
27 大阪	18				2			25	14
28 兵庫県	1							1	1
29 奈良									
30 和歌山	1							1	1
31 鳥取		2						2	2
32 島根	1	2						3	3
33 岡山	3						1	4	4
34 広島	5							5	5
35 山口	2							2	2
36 徳島									
37 香川				1				1	1
38 愛媛	3							4	4
39 高松	1							2	1
40 福岡	9				1			13	8
41 佐賀	1							1	1
42 長門	1							2	1
43 熊本							1	1	1
44 大分	3			1				5	4
45 宮崎	1							1	1
46 鹿児島	2	1					1	4	4
47 沖縄	3							4	3
48 大臣所管	4							4	2
合計	93	14	7	4	13	10	141	111	111

※ 救急医療等確保事業は、医療法人が開設する病院等ごとに認定要件を満たしている件数を計上しているため、社会医療法人数と一致しない。